

平成24年度

第41回埼玉県景観審議会

平成25年2月19日（火）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前10時00分 開会

○（司会）沖本副課長 それでは、定刻になりましたので、審議会を開催させていただきます。

初めに、開会に当たりまして、田園都市づくり課長の中山よりごあいさつを申し上げます。

○中山課長 おはようございます。田園都市づくり課長の中山でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、この審議会にご参加をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、県の景観行政の推進につきまして、日ごろよりご支援、ご指導を賜り、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会の議題につきましては、諮問事項2件、これにつきましてご審議をお願いするものでございます。また、報告事項といたしまして1件、ご報告を申し上げます。

簡単ではありますが、開催に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

続きまして、本日出席の職員の紹介をさせていただきます。

副課長の沖本でございます。

○沖本副課長 沖本でございます。よろしくお願いいたします。

○中山課長 主査の青木でございます。

○青木主査 青木です。よろしくお願いいたします。

○中山課長 よろしくお願いいたします。

○司会（沖本副課長） それでは、開会の前に資料の確認をさせていただきたいと存じます。

事前にお送りいたしました資料を持ってきていただくようお願いいたしました。そのうち審議会次第につきましては、机の上のものと差しかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

加えまして、追加資料といたしまして、埼玉県景観アクションプラン抜粋、また資料番号は付してありませんが、福森委員から事前にお預かりいたしました意見書を追加させていただきました。意見書の内容につきましては、説明の過程で触れさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから第41回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員13名のうち、現在までに11名の委員の皆様にご出席をいただいております。ただし、羽生委員及び高橋委員におかれましては、交通機関の乱れのため、遅れておいでになることをご了解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、委員の過半数出席ということでございますので、埼玉県景観審

議会規則第5条第2項によりまして、本日の審議会が成立したことをご報告申し上げます。

これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項によりまして、堀会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

では、堀先生、お願いいたします。

○堀議長 よろしく申し上げます。

議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録署名人、署名いただく委員をお願いしたいと思いますが、本日は西本委員、よろしく申し上げます。それから、深堀委員、よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、本日は傍聴希望者が1名いらっしゃいます。埼玉県景観審議会規則第8条には、審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっております。

本日の審議会を公開することにつきまして、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀議長 では、公開とさせていただきたいと思います。

それでは、傍聴希望者の方を入室させてください。

(傍聴者入室)

○堀議長 本審議会は、埼玉県景観審議会規則に基づきまして会議を公開としておりますので、ここで主な傍聴上の注意を申し上げます。

審議の秩序を保持するため、必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることがあります。また、会議の写真撮影及び録音等につきましてはできません。ただし、例外として、これより5分の間は写真撮影のみ認めます。その他の事項につきましても、お手元の傍聴要領に定めておりますので、ご了承を願いたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題の1、景観重要建造物の指定につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○青木主査 それでは、景観重要建造物の指定についてご説明をさせていただきます。

すみませんが、座って説明をさせていただきます。

諮問資料の1をごらんください。

景観重要建造物の指定についてということで、まず、1ページ目ですが、こちらが概要に

なっております。

景観法第19条の景観重要建造物の指定を行うために、景観審議会の意見を聞くものでございます。

今回指定する対象物件としましては、藤橋藤三郎商店のレンガ造煙突、所在地は深谷市、建築年は大正初期、外観の特徴としまして、造り酒屋のレンガ造煙突でありまして、旧宿場町の景観と調和して地域の歴史を伝え、レトロでモダンな雰囲気を生み出しております。

深谷市は、江戸時代は宿場町として、また明治以降はレンガ製造の拠点として繁栄を遂げまいりました。そのため、旧宿場町の雰囲気の中にレンガづくりの建造物が点在する街並みが残っておりまして、これが深谷市を特徴づける景観となっております。

藤橋藤三郎商店は江戸時代の末期に操業を開始した造り酒屋でございまして、そのレンガ造煙突は大正初期に建造されております。現在では、この煙突は煙突としての機能を持ってはおりませんが、所有者である藤橋藤三郎商店がその景観的価値を保存するために補修工事等を行っておりまして、地域を代表するランドマークとなっております。

本件につきましては、所有者である藤橋藤三郎商店から、景観重要建造物の指定の提案を受けたものでございます。

3番目としまして、関係法令の抜粋を、景観法の19条、20条、景観法施行規則の6条、2ページに進みまして、景観法施行規則、また埼玉県景観条例、埼玉県景観計画等の抜粋を記載しております。

4番目の経緯でございますが、こちらに記載はしておりませんが、まず最初に、平成24年5月25日、平成24年12月21日、2回にわたりまして、県職員が藤橋藤三郎商店を訪問しまして、この景観重要建造物の制度の説明をまいりました。景観重要建造物の指定をされますと管理義務が生じ、また場合によっては罰則もあるということもご説明しまして、ご理解いただきました。

それを受けまして、平成25年1月8日に、藤橋藤三郎商店の代表取締役藤橋彰氏から、景観重要建造物の指定提案書が提出されました。

それを受けまして、1月11日、知事から深谷市長あてに意見を照会しまして、1月21日に深谷市長から知事あてに推薦の意見書が提出されました。

以上の経緯により、今回、審議会にお諮りするものでございます。

今後の予定ですけれども、本審議会に答申をいただいてから、知事の決裁を受けまして指定となります。3月末までに指定の手続をするということで考えております。

3 ページ目にまいりまして、レンガ造煙突の位置でございますが、深谷市、旧中山道沿いです。深谷市の中心部にございます。

7 番目は写真でございますが、これは道路から煙突を見た様子でございます。

なお、埼玉県としましては、景観重要建造物につきまして、具体的に何を指定していくというような方針を前もって定めているわけではございません。県内の市町村や景観整備機構に対しまして、景観法を活用した景観形成の一つの方法として、景観重要建造物の指定を勧めております。

本件の場合につきましては、深谷宿地区が埼玉県の歴史のみち広域景観形成プロジェクトの取り組みのモデル地区となっております。その関係で、地元で活動するNPOを通しまして、この煙突の所有者と意見交換をする場を持つことができまして、そこでこういった制度をご紹介することができたのが今回の指定のきっかけでございます。

今申し上げました歴史のみち広域景観形成プロジェクトにつきまして、本日お配りした追加資料で簡単にご説明したいと思います。

追加でお配りしました、真ん中に埼玉県景観アクションプランと書いてある資料をごらんください。

歴史のみち広域景観形成プロジェクトは、平成18年に策定しました景観アクションプランに位置付けられております。

1 枚めくっていただきまして、中段ですが、3-2、広域景観形成プロジェクトのところ です。県としましては、広域自治体として良好な広域景観形成を図るということで、景観資源を抽出し、この資源をつなぐ広域景観形成の連携テーマを設定する。国、市町村、県民等 に対しては、広域的な景観形成に資する地域の取り組みについて参画を呼びかけるとともに、国、市町村、県民等からの要請に対応する。さらに、県は広域的な景観形成に係る協議体制 づくり等のコーディネートを通じてプロジェクトの構築を図る。

この連携テーマとして、①から⑤までを例として提示しているわけですが、このうちの①歴史のみち・まち景観形成プロジェクト、こちらが今回関連する歴史のみち広域景観形成プロジェクトになっております。県内の旧街道や旧宿場町、城下町などの歴史的な拠点や軸を明確にし、埋もれている歴史的資源を発掘し、保全、活用するというものでございます。次ページをごらんください。

一番上ですが、連携テーマに対する県の施策、具体的に何をするかといいますと、県の公共事業等における景観整備、これは公共事業の景観形成指針ということで、議題の2にも関

連してまいります。そのほか、市町村や県民等が行う広域景観形成施策への支援、景観行政団体への移行促進、といった施策をあげております。

もう1枚めくっていただくと、これが歴史のみち・まち景観資源のイメージでございます。埼玉県内には、右から順に、日光街道、日光御成街道の軸、埼玉県を南東から北西に向かって中山道の軸、また秩父のほうをぐるっと周る秩父軸、こういった旧街道があり、この旧街道をつなぐ広域的な景観形成をしようとするものでございます。

もう1枚めくっていただきまして、こちらは歴史のみち広域景観形成プロジェクトのモデル地区をあらわしたものでして、埼玉県内で5カ所、モデル地区を選んでおり、そこで地域の意識向上等を目的としたまち歩きイベントの開催などを行っております。

この中の②が深谷宿地区で、こちらでNPO等と共同してイベント等をする中で、藤橋藤三郎商店のレンガ造煙突の話が出てきたというのが今回の流れでございます。

諮問資料1の4ページをごらんください。4ページから7ページは所有者からの提案書になります。所有者から提案をしていただいております。

8ページは、所有者からの提案を受けまして、県知事から深谷市長へ意見を照会したものでございます。

次の9ページは、それに対する深谷市長からの意見書、地元市からは、上記建造物を景観重要建造物に推薦しますというご意見をもらっております。

最後になりますが、10ページから14ページ、こちらは全国の景観重要建造物の指定状況でございます。

10ページの下から3段目が埼玉県の指定状況ございまして、さいたま市の2件、旧板東家住宅見沼くらしっく館と地域中核施設プラザウエスト・記念総合体育館、こちらはさいたま市が景観行政団体として、指定したものでございます。

その下のふじみ野市の1件、ふじみ野市立福岡河岸記念館、こちらにつきましては埼玉県が指定したものでございます。

今回、藤橋藤三郎商店のレンガ造煙突を指定しますと、埼玉県指定の2件目ということになります。

平成24年8月1日現在で、全国で256件、指定されているという状況でございます。

最後になりますが、15ページをごらんください。こちらは先ほどの埼玉県内にある景観重要建造物を簡単に紹介するものです。

①は、埼玉県で指定しております福岡河岸記念館、②と③につきましては、さいたま市が

指定している景観重要建造物です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○堀議長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○中津原委員 意見というか、情報提供なんですけど、皆様、深谷のこと、よく御存じの方もいらっしゃると思うんですけども、私も数年前から、先ほど言われたNPO深谷にぎわい工房の方たちと一緒に活動したりしているんですけど、その中で今日感じたのは、レンガ建造物がこれ以外にあるということです。酒蔵だけでも3軒あり、これはその中の1軒で、ほかに七ツ梅酒造、滝澤酒造というのがあります。3軒並んでいます。七ツ梅は、もう酒屋はやめてしまったけれども、その跡地でNPOなどがいろいろな活動をしています。滝澤酒造にも煙突があります。そのほか商店もありますし、れんがホールというホールもあります。ものすごくたくさんあるんです。

そこで、先ほどの深谷にぎわい工房などが一緒になってやっていたら、この藤橋藤三郎商店の煙突だけを指定するというのはどういう経過か、あるいはそれに対して、地元の方たちはどういう意見を持っていたらいいのか。また、これに引き続いて、ほかの景観建造物に対してはどういう方針でいくのか、そのあたりについていろいろご意見を伺いたいと思います。

○堀議長 事務局から、よろしいですか。

○青木主査 確かに深谷市内には、たくさん景観建造物がございます。れんがホールは我々も見に行き、景観重要建造物にふさわしいものだというふうには考えております。

昨年度から、深谷にぎわい工房さんとお話をしておりまして、今回提案しております藤橋藤三郎商店のほかに、先ほどお話にありましたが、旧七ツ梅酒造跡と、滝澤酒造、その3つを同時に指定しようということで調整していたところでございますが、景観重要建造物に指定しますと、適切に管理する義務というのが生じまして、場合によっては行政団体の長から補修命令などをすることになってしまいます。

実際に観察をいたしますと、藤橋藤三郎商店につきましては、所有者の方のご努力で補修工事をされているんですけども、ほかの2軒につきましては、レンガの脱落があったり、ゆるんだレンガが落ちそうになっていたり、また戦時中に機関銃で撃たれた跡が残っていたりとか、きちんと維持管理、補修がされているかどうかという点で、今回はまず藤橋藤三郎

商店の煙突を指定することにいたしました。

○中津原委員 その辺も経緯としてご説明していただいたほうがよいと思いました。

○堀議長 お待たせしました。

○福森委員 先ほど、中津原先生がおっしゃったのと大分重複するところなんですけれども、私もやはり現場を見まして、七ツ梅さんのほうは深谷シネマだとか、道路に面したところの建物もやはりその雰囲気を持っていますし、煙突頭部のジャバラがきちんと残っているのに対し、藤橋さんのほうは撤去してしまっているんです。

だから、煙突そのものの景観の本来あるべき姿からいうと、やはり3つなら3つで、今後指定するほうが、ふさわしいのではないかと思います。

ちなみに、おととしの3.11の震災において、被害は無かったと藤橋さんもおっしゃっていますし、七ツ梅さんのところのスタッフの方も言われていますので、そういうところも勘案すれば、管理というのは今後の管理だというふうに私は考えておりますので、中津原先生がおっしゃったような形で考えていただいたほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

○青木主査 少なくとも今後も、深谷市の残り2本の煙突についても、所有者の方と継続してお話をしていきたいと考えております。

○堀議長 はい。

○中津原委員 締めですけれども、NPOの方が本当に一生懸命活動をやっているのです、彼らがどういうふうに考えているのか、この指定についても、それからこの展開についても、というあたりをぜひ聞いていただきたいし、本当にこれからの話もあるんですけれども、景観重要建造物に指定する際に、そういう地域の関係者の方の意見をしっかり聞きたいと思えます。

例えば、ここに参考人として来ていただくというようなこともあり得るし、本当にここだけで、書類だけで見ても、その価値とか、これからのこととかはわかりませんので、ただものだけで判断するのではなくて、活動している人たちの思いとか、本当によくしっかり把握した上で決めたほうがいいんじゃないかと、その辺は今後もしそういうことがあったら、どうぞお願いしたいと思います。

○青木主査 今後、そういったことも検討していくようにします。ありがとうございます。

○堀議長 はい。

○高橋委員 これは、ものづくり大学が絡んでいますよね。前回、あそこでまちづくり協議会



が集会を開いたのですが、そのときは酒屋の見学をさせてもらったのですけれども、特に深谷シネマとか、ものづくり大学さんとか、相当力を入れて取り組んでおられるので、そういったところで管理の問題でしょうか、その辺もよく意見を聞いていただければと思います。

また、深谷市自体も今、人口流出と消費者人口が減少しているということで、まちづくりに非常に苦勞していて、商工会議所でもいろいろやっていますので、こういうものとセットにしてまちづくりができればと思います。

○堀議長 よろしいですか。

岩松委員。

○岩松委員 素朴な疑問で申しわけないのですが、これは煙突だけが対象なんですか。周囲は全く関係ないのでしょうか。

○青木主査 例えば、埼玉県の第1号の指定の、ふじみ野市の福岡河岸記念館、こちらは建物と周囲の塀とか、そういったものも一緒に指定をしております。

今回は、所有者の方とお話をしたところ、煙突だけの指定がいいと、義務が生じることでもありますので、所有者の方のご意向で、今回は煙突単体ということになっております。

以上です。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、私から一言。

ちょっと話を伺っていて、誤解があるかなとちょっと思ったんです、事務局も含めて。

景観重要建造物というのは、いわゆる文化財保護法に基づきます国宝、重要文化財、登録文化財といった、ああいうものとまるで違うのです。おわかりいただいているかと思うのですけれども、文化財保護法に基づく文化財というのは、ある一定の価値を普遍的に有することが条件なのです。景観重要建造物は、これから出てきますが、あと景観重要樹木ですとか、それは普遍的な価値というのは全く要りません。つまり、地域の人たちが大事だと思うと大事なのです。ほかの人が、あんなもの大事じゃないと言っても大事なのです。

例えば、裏山などをイメージしていただくといいかと思うのですけれども、生まれたときからずっと見て育った裏山というのは、かけがえのないものですよね、地域にとって。そこに例えば高速道路ができるので、その裏山が、があつと切られるとなると、やはり身を裂かれる思いがありますね。ほかの人から見たら、普通の裏山、ということなのですが、それは地域の人たちにとっては大事なのです。

景観は、景観の話をするとうる長くなりますけれども、ここで言う景観重要建造物というのは、

地域の人たちがいいと言えればいいと。だから、それこそ先ほどの説明で、機関銃の跡、あってもいいんです。それは壊れたとは言わないのです。地域の人たちにとって、それがかけがえのない存在であって大事だと思えば大事なんだというのが、この景観重要建造物の考え方です。

だから、汚い犬小屋があって、それを地域の人たちがものすごい愛着を持って大事だと言うと、大事になるのです。そういうもので、だから普遍的な価値で、これは価値があるとか、景観重要建造物としての資格があるとか、資格がないとか、そういうことではないんです。基本的には。

もちろん、文化財保護法の限界がありますから、それをカバーする意味で、県のほうでそれに準拠するようなものをこれに挙げておけば、きちんと名前が残って保護されるだろうという、そういうつもりで登録文化財にならないようなものもここに挙げると、そういう戦略は持ってももちろんいいのですけれども、基本的には、地域の人たちがいいと言えればいいという考え方なのです。

それから、指定される側は、やはり単にこれが指定して、保護義務、管理義務が生じるだけだったら、面倒くさいでしょう。だから、全国を見たって少ないですよ。大事なものがこれだけのわけがありません。256件でしょう。こんなわけはありません。それはやはり、申請も含めて面倒くさいからやりたくないのでしょう。

それで、じゃ、何でこんなにやりたくないものを法は入れたかという、一番最初の経緯、これはちょっと失敗したのですけれども、財務省に税の減免、文化財、国宝とか、重要文化財並みの税の減免を求めるためにこれを入れたのです。というのは、御存知のように、相続のときに敷地が分割されたりして、大体木にしても蔵にしても壊されるんです。だから、その相続税の減免というのを大きなねらいにしてこの制度をつくったのです。

それはちょっとおいておいて、地域の人たちがいいと言えればいいので、だから、この制度のもともとの趣旨は、地域の人たちが声を上げて、県が言うのではなくて、本当は。うちのまちのこれを登録してくれと言ったら、これはいいものじゃないなんて言わずに、黙って登録するというのもともとの趣旨なんです。

すみません、余計なことを言いました。

よろしいでしょうか。

それでは、これは知事から諮問されておりまして、諮問に対して答申をしなければなりません。今までお話を伺ったところでは、特段意見がないということで、意見なしとしてよろ

しいでしょうか。

○中津原委員 これ自身については異存はありません。

○堀議長 そうですね。諮問されている内容については、これは意見なしということでよろしいですね。

ほかのことは事務局のほうで聞きましたので、ご検討いただければと思います。

それでは、答申、議題の1、景観重要建造物の指定につきましては、意見なしとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2、埼玉県公共事業景観形成指針の変更につきましては、これも事務局からご説明をお願いいたします。

○青木主査 それでは、引き続き、ご説明をします。

諮問事項の2をごらんください。

まず、1ページ目でございますが、概要でございます。

県では平成21年度に、公共事業における景観形成の基本となる事項等を定めた埼玉県公共事業景観形成指針を策定しております。昨年度、運用システムの変更等を行ったところでございますが、実際の運用において、色彩制限に関する事項などで現実にそぐわないと考えられる点があるため、今回改正しようとするものでございます。

2番の改正の内容ですが、大きく3点ございます。

まず、(1)です。第2、適用の範囲等。

下のほうにまいりまして、(2)です。第5、みんなで守るルール、こちらは色彩制限に関する内容です。

2ページ目にまいりまして、(3)別表、色彩制限基準、これは細かい色彩のルールの内容でございます。

裏に移りまして、順次ご説明します。

新旧対照表のほうがわかりやすいので、8ページをごらんください。右側が改正前の現在の条文、左側が改正後の条文になっております。

まず、第2、適用の範囲等でございますが、右側のものに比べまして、改正後は「等」を加えます。

右側の現在の条文では、県が行う道路、橋梁、河川、公園及び建築物の新設、増設、外観を変更する修繕及び維持管理を適用の範囲とするとされており、この道路、橋梁、河川、公園及び建築物が限定列挙のように思ってしまうと、それ以外のもの、例えば砂防ダムなどが

適用の範囲外のように読めてしまうということで、ここに県が行う道路、橋梁、河川、公園及び建築物等と後ろに「等」を入れるものでございます。

15ページからは、埼玉県景観計画になっておりまして、その埼玉県景観計画の中をごらんいただきたいのですが、24ページをごらんください。

24ページの一番下です。

第7、景観重要公共施設の整備に関する事項等、ここに、道路、橋梁、河川、公園及び公共建築物等について、周辺の景観との調和や地域特性を生かした良好な景観の形成を行うため、基本的な事項や配慮する事項を示した埼玉県公共事業景観形成指針を定め整備を行うと書かれています。

8ページにお戻りください。

景観計画に「等」が入っているということ、また県が行う公共事業で景観に配慮しないでよいものはないと考えられることから、ここに「等」を加え、公共事業は基本的にこの指針の対象であるということにするものでございます。

2点目でございますが、新旧対照表の下のほうになります。

第5、みんなで守るルール。

8ページの一番下です。公共施設の外観の色彩ということで、9ページに続きます。

右側の現在の条文では、公共施設の外観の仕上げに用いる素材や塗装は、別表の色彩制限基準に該当する色彩としない、色彩制限基準に該当する色彩は一切使えないというのがルールになっております。

この資料の34ページから36ページに代表的な色相別の制限基準を示しております。34ページが用途地域があるところ、35ページが、用途地域がなくて、関越道の東側、この中の赤枠内が制限色です。今のルールでは、この赤枠内の色が一切使えないと、そういうルールになっております。

先ほどの新旧対照表の9ページにお戻りください。

公共事業では制限色は一切使えない、とされているのに対し、埼玉県の景観計画では、民間の建築物等で景観法の届け出が義務づけられる場合は、各立面の3分の1を超えて制限色を使うときに勧告するというように、各立面の3分の1までならば制限色を使えるということになっております。

また、この制限色が一切使えないということが公共事業の自由度を過度に制限するとも考えられることから、左側のとおり、別表の制限基準に該当する色彩が形成する面積の合計

(着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。) こういった部分を除いたものが、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えてはならないということで、各立面の3分の1までは制限色が使えるということにするものでございます。

また、舗装とか、護岸など、各立面の3分の1という考え方ができないものにつきましては、従前のおり、制限色を使わないということを基本といたします。

また、ただし以下で、この制限の例外としまして、現状では、市町村が地域カラーを定めている場合、または地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合という、この2つが例外として認められておりますが、実際の運用を踏まえまして、既に制限色が使われている公共施設の一部を修繕する際に同じ制限色を用いる場合や、利用者の関心を引くため、または公衆の安全を確保するために制限色を用いる場合など、やむを得ない場合はこの限りでないというものを加えるものでございます。

例えば公園にある遊具などは、利用者の関心を引くために原色を使うことが多いのが現状であり、また、公衆の安全を確保するために制限色を用いる場合の例としましては、注意喚起のためのカラー舗装等があげられます。

カラー舗装等につきましては、31ページに例としまして、これは前回の審議会でもお示しました資料ですけれども、自転車レーンの青や障害者駐車場の青、交差点の注意喚起のベンガラ舗装の赤、通学路等でよく使われるグリーンベルト、こういったものについては公衆の安全を確保するというので例外としたい、と考えております。

続きまして、新旧対照表です。

9ページの一番下です。

別表、色彩制限基準となっております、この中の関越道以東で用途地域が定められていない区域について、表は10ページになりますが、この表の中の一部を変更したいと考えております。

具体的には、色相7.5Rから7.5Yのところの明度について、2を超えるを2以上、2以下を2未満と直したいと考えております。これは国交省が策定した「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」で標準色の一つとされているダークブラウンを、制限色ではないものとするものです。ダークブラウンは標準のマンセル値が10Y R 2.0/1.0となっております、色相は7.5Rから7.5Yになります。明度が2.0ですので2以下、そうしますと、制限する彩度がすべてということで、今のルールですとダークブラウンが制限色になってしまいます。

別表をこのように修正することで、ダークブラウンが制限色ではなくなり、埼玉県全域で使っても、景観形成指針に抵触しないという状況になります。

この3点が今回の変更の内容でございます。

2ページにお戻りください。

3番で示してありますのは、埼玉県景観条例における公共事業景観形成指針の位置づけの抜粋でございます。

4番の調整等、こちらは前回、第40回埼玉県景観審議会に、改正の方向性を報告したものでございます。

その後、11月28日に、第18回景観関連施策検討会議、これは庁内の関連課の会議でございますが、その会議で改正案の検討をいたしました。

今後の予定ですけれども、今回、答申をいただいた後、知事の決裁を受けまして、4月1日施行ということで考えております。

以上で説明を終わります。

○堀議長 ありがとうございます。

先ほど失念していたんですけれども、福森委員から意見等が出ていて、先ほどの景観重要建造物の指定につきまして、意見をいただいていますよね。これちょっと、事務局のほうから説明していただけますか。

○青木主査 説明の中で触れたつもりでございますが、一応、こちら確認をさせていただきます。

まず1点目です。ナンバー1の諮問資料2、景観重要建造物の指定についてということで、こちらは広域景観形成支援プロジェクトを参考として紹介したほうがよいということでしたので、公共広域景観形成支援プロジェクトにつきまして資料を追加して、ご説明をいたしました。

2の議題、報告等の内容についてのナンバー2については、議題(2)の①、こちらは景観重要建造物の制度全体の説明があって、所有者の意見もあったのではないかと推察するということですが、所有者の方に対し景観法の規定を説明いたしまして、適切に管理する義務が生じ、また場合によっては罰則もございますという点も含めまして、ご説明をいたしました。景観上重要なものについて、その外観を保存していくものです。指定すればPRになりますという点についてもお話をしましたし、厳しい面もご説明しました。しかし、この煙突につきましては、地域に欠かせない景観資源であり、景観重要建造物に指定すべきであると

いうご意向でございました。

次に②の経緯でございますが、まず1点目です。

制度の説明に行為者と日時が記載されていないということですが、平成24年の5月と12月に職員が、具体的には本日こちらにおります沖本と私で所有者を訪問しまして、制度の説明等を行いました。

○堀議長 基本的には、福森委員にこの文書でいただいたようなので、これをどういうふうに、福森さんに対して文書で事務局のほうから説明しますか。ご説明願いたいと書いてあるでしょう。

○青木主査 そうですね。

○堀議長 どうしますか。

○青木主査 これを踏まえて、説明の中にこれに対する答えを盛り込んでご説明をしようと考えています。

○堀議長 だれに。福森さんに。

○青木主査 いや……

○堀議長 そうね。じゃ、この議事録を福森さんに示して、福森さんのこの意見が十分反映されているということを確認していただくという、そういうことになりますか。

○青木主査 ですから、私が説明する中で、この内容に触れながらお話を……

○堀議長 いや、福森さんが意見を出したわけでしょう。

○青木主査 はい。

○堀議長 だから、意見をいただいて無視できないじゃないですか。どういう形で福森さんに、これを答えたということを示します、どうします。そこを伺いたいのですが。

○福森委員 よろしいですか。私から言うのも何ですが、景観審議会はきちっと、ちょっと時間があいても議事録が出るんです。ですから、私はそれで、前回もそうでしたが、この意見書を出しまして、その内容については今の事務局の説明で私が納得していれば、ほかのこれ以外のプラスの意見を私は発言しておりますので、それが議事録で解決されているというふうに私は認識しています。

○堀議長 そうですよ。したがって、議事録の中に、この福森さんの意見をちゃんと反映したことが入るようにうまく説明してくださいということで、具体的にいろいろ書いているじゃないですか、根拠とか何とか。そのときに、できれば説明のときに、この根拠はとか、これを意識したように言っただけだと、議事録に残るでしょう。

○青木主査 わかりました。

○堀議長 ちょっと工夫していただければと思います。

例えば、一番最後の埼玉県近代化遺産リストにかかわることも含めての方針があるか否か、これも何か説明のときにこの言葉を入れて答えてくれればわかるでしょう。そういうことです。さっき、ちょっとそういうのがなかったら、少なかったから、よろしくお願いします。

○青木主査 はい、わかりました。

○堀議長 では、今の2番目の景観形成指針の変更につきまして、ご質問、ご意見を賜りたいと思います。

○福森委員 先ほど議長のおっしゃったことに関連して、私が出した意見書について、今のご説明では触れられていないこと、つまり私が出したほうの、先ほどの9ページの赤文字の条文と下のただし書き、これのとらえ方というか、可能性というか、希望というか、という問題だと思うのですが、ここに提示しているように従来 of 文章で一度切り、「また、既に…」という形にするほうが、文章も短く、ある程度句点として切れやすく、読みやすいし理解しやすいのかなということですが、この辺についていかがでしょうか。事務局のほうのお考えとしては。

○青木主査 審議会のご意見をいただきたいということで考えております。

○堀議長 対案を出せということかな。

○青木主査 すみません、そういうことではなくて、内容が大きく変わるわけではなくて、これは表現の問題でございます。事務局の案は「ただし、市町村が地域カラーを定めている場合または地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合のほか、既に制限色が使われている公共施設の一部を修繕する際に同じ制限色を用いる場合や、利用者の関心を引くため、または公衆の安全を確保するために制限色を用いる場合など、やむを得ない場合」というものです。それに対し、福森委員の案は「ただし、市町村が地域カラーを定めている場合、または地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合はこの限りではない。」とここで1回切って、「また、既に制限色が使われている公共施設の一部を修繕する際に、同じ制限色を用いる場合」と続けていくというものです。一回「ない。」で区切るか、そのまま続けるかという違いでして、内容的にはほぼ変わらないと思われまので、どちらのほうがよいのか、審議会のご意見をお伺いしたいということで考えております。

○堀議長 どちらがいいと思いますか。どちらがよろしいでしょうか。切るか続けるかという



ことですね。

どうぞ。

○岩松委員 私はどちらかというと、福森委員の切るほうに賛成したいなと思うのですが、それは、意見を聞いた場合にはこの限りではないという、この文脈と、やむを得ない場合にこの限りではないというのは、多少ニュアンスが違うと思うんです。

ですから、こういう場合もあるけれども、やむを得ない場合にはいいですよという意味で一度切るほうがわかりやすいと思いますし、そもそも長い文章は、法律はみんなそうですが、どこまでがそうなのかわからないということもあります。

○堀議長 これは法令担当のほうはもちろんチェックされていると思うんですけれども、今の岩松委員の話が、ニュアンスが変わるという話でしたでしょう。単に文章を切る切らないじゃなくて、ニュアンスが変わります。そうなると、法令担当のほうの見解とか、チェック、必要かなと思うのですけれども。

○青木主査 すみません、こちらは法令担当には……

○堀議長 これは違うの。これは指針か。

○青木主査 法令ではなくて、県の内部の指針でございまして……

○堀議長 指針だからね。

○青木主査 ええ。

○堀議長 関係ないんだ。

難しいね。どちらでもいいような気がするけれども。

いかがでしょうか。どちらでもいいかなと思うんですけれども。

直すほうがよいという意見が多ければそうしていただきますけれども、直していただいたほうがよろしいですか。じゃ、一たん切って……

○中津原委員 一回切ったほうが。

○堀議長 それでは、福森委員の提案のように、一回切って、だから元に戻してもらって、それに加える形です。

それでいかがでしょうか。そのほうがわかりやすいという意見のようです。よろしいですか、それで。ちょっと待ってください。

○羽生委員 すみません、ちょっと確認でいいですか。西本委員からは、やむを得ない場合は審議会にかからないんですかという……

(「そうだね」と呼ぶ者あり)

- 堀議長 そうですね、ちょっと文章が、一番最後のところがおかしいんだな。
- 中津原委員 でも、この変更後のほうのもやはり、後段のやつは審議会にかからないということになっていますよね。
- 青木主査 よろしいですか。
- 堀議長 はい。
- 青木主査 文のつくりとしましては、まず、9ページをごらんください。
- ただしの後に、「場合」が4つ続きます。市町村が地域カラーを定めている場合、または地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合、既に制限色が使われている公共施設の一部を修繕する際に同じ制限色を用いる場合、最後が利用者の関心を引くためとか、公衆の安全を確保するために制限色を用いる場合など……
- 堀議長 これがおかしいんだ。
- 岩松委員 やむを得ない場合はどこにかかっているんですか。
- 青木主査 どうして「やむを得ない」を加えているのかといいますと、公衆の安全を確保するためであっても、無制限に色を使うのはよくないということで、やむを得ないかどうかをきちんと考えて、ということです。すみません、これは、または公衆の安全を確保するために制限色を用いるなどやむを得ない場合……
- 堀議長 そうだね。
- 青木主査 この場合を抜いてということですね。
- 堀議長 場合が多かったね。
- 青木主査 そのように、特に最後の公衆の安全を確保するためであっても、それは本当にやむを得ないのか、というところを判断するという意味です。
- 中津原委員 後段のほうは審議会はタッチしないでいいということですね。
- 青木主査 そのように考えております。
- 福森委員 今の先生のおっしゃったことに関連して、切った場合ですが、景観審議会の意見を聞いた場合はこの限りでない。それに続き、やむを得ない場合もこの限りではないというふうに、「やむを得ない限りは」を「やむを得ない場合も」に変えれば、景観審議会の意見を聞かなければいけないという理解でよくないですか。
- やむを得ない場合はというと並列になってしまうけれども、やむを得ない場合もこの限りではないと……。
- 堀議長 これ、審議会の意見を全部聞いたほうがいいのかという前提ですか。

○中津原委員　そういうご意見ですね。

○堀議長　大変ですよ、聞かれるのも。

○青木主査　例えばガードレールの修繕を考えると、今は白のガードレールが多いのが現状ですが、この白は制限色に該当するものが多く、今後はダークブラウンを基本にしようとしております。しかし、ずっと白いガードレールが続いているところに車がどんとぶつかって、そのうちの1つを交換する場合、制限色に該当するとしても白のガードレールに交換できないと、1つだけ違う色になってしまいます。それはちょっとおかしいのでは、ということになりまして……

○堀議長　そういうのを審議会にかけるんですか。

○青木主査　なので、現場の判断でこれができないと、融通がきかないということで、この今回つけ加えるところにつきましては、審議会の意見を聞かないことで考えております。

○堀議長　だから、審議会に聞くのはこの地域のシンボルとなる公共施設であり……、これだけですね。

○青木主査　はい、そうです。

○堀議長　はい。

○中津原委員　その場合、地域カラーを定めるというのは。

○堀議長　前のやつは場合が違うから、これは入らないでしょう。4つあるうちの1つだけだから、地域のシンボルとなる公共施設の場合、これがよくわからないですね。

これ、もとの文章もよく読むとよくわからない。

これはどうでしょうか。諮問なので、今日答えを出したいのですけれども。

ちょっとこれ、皆さん、文章を考えながら、ほかを進めましょう。ここにとどまっているわけにもいかないので。

事務局のほうも、文章をうまく整理してみていただけますか。それで、この審議会の一番最後にもう一回、この議案の最後でもいいのですけれども。

このほかについて、先にいろいろ意見を聞いておきたい。

○吉岡委員　すみません、その前に、文章を考えるのは、みんなが考えるんですよね。

○堀議長　そうですね。

○吉岡委員　その確認なのですが、4回この会議に出て、議案になったというか、意見を聞かれた内容、案件を思い出してみると、前に橋を補修して色を塗りかえるときにどの色がいいですかというのをやっていますよね。そうすると、後半に入っているような気がします。

つまり、公共施設の一部を修繕する際に同じ制限色を用いる場合というのも、意見交換しましたよね。それから、もう一つは今まで意見というか、質問で言ったけれども、それは私たちがここでやる範疇でなかったかもしれないけれども、交通的な安全のためのベンガラ色だとか、青だとか赤が適切な色なのかということも議論していますよね。

○堀議長 だから、そういうのを審議会にわざわざかけずに、これで読めるようにという。

○吉岡委員 になるのか、これまで我々の議題であったものならば、よくよくこれはどうなんだというふうに確認をしないと、それぞればらばらの文章を考えてしまうのではないのでしょうか。

○堀議長 事務局の提案は、審議会にかけるのはともかく1つだけです、この場合、地域のシンボルとなる。ただ、ちょっと抽象的でよくわかりませんが、これだけなんです。

○吉岡委員 だけれども、やってきたわけですよね。

○中津原委員 それを、変更するということです。

○吉岡委員 そうすると、それぞれが、これはやはり審議会ですべきだと思ったのは、分けるながら文章を考えていいということですか。それとも、それは話の前提になるんですか。

○堀議長 いや、どちらでもいいと思うんですけども、それだけちょっと議論しましょうか。

相当細かいのもあると思いますが、それを全部審議会にかけるというのが今までの考え方ですよね。制限色及び、例えばこの間のだと、青が基準から逸脱する、あれが基準に入らないというのはちょっとどう考えてもおかしいと思うんですけども、そういう場合に全部かけるという話でしたよね。

それを、事務局としては、今の説明ですね。白のガードレール1本かえるのに、ここにかけるのかと、それは勘弁してほしいということでしたけれども、いかがでしょうか。どうします、かけますか。それはもう現場の判断でやってもらうのがいいんじゃないかと思うのだけれども。

○中津原委員 個別案件はよろしいんじゃないですか。ただ、そういう案件がいろいろ重なってきて、全体として不都合だから、この指針を見直したいとか、やり方を見直したいという場合にはかけていただいて……

○堀議長 理想的には、現場なり事務局が判断して、これは審議会にかけたほうがいいと思ったものがかけられるような仕組みにしておいたほうがいいですね。機械的に振り分けてしまっておしまいというとか、余りよろしくないかなと思います。

だから、フローをちょっと書いてみればいいのかと思うのですが、どこかでちゃんと、これは

まずいと思ったら審議会にかけられるというふうにしておけばいいだけのことだろうと思います。

○吉岡委員　そういう表現にしていただければありがたいと。

○堀議長　どうしますか。これ、諮問されているんですよ。

今日、だから成文をちょっとこの時間ではできないと思うので、事務局にお任せして、ただ趣旨としては、審議会に随時問題がありそうなものをかけられるようにしてもらいたい。そういうことでよろしいですか。

（「はい。委員長にお任せします」と呼ぶ者あり）

○岩松委員　1つその前に質問なのですが、この間からガードレールの話が随分出ていて、制限色に引っかかるということですが、その前に、そもそもなぜ暗い色がこの制限色に入ったかというのをよくよく読んでみると、前に私はこの攻略本というのをいただいたんですが、例えばこの地域が田園都市であるとか、農業都市であるので、その風景に対してすべての色相で明度2以下の暗く濃い色相を制限したかったということです。ガードレールあるいはこの間の自転車レーンの色、その他のベンガラ色などについては、「これを使ったほうがいい」というようにほかの法令等に基づき使用される場合はそちらを優先するとか、そういうような書き方を色彩制限基準のほうに追加というか、注意事項として書くのでもよいのではないかなと。これからもそういうことが出てくるのではないかと思います。

それが1つと、あと単純な質問で、この表を見ると、2を超えるというのと2以下というのと、2未満というのと2以上というのがあるんですが、この2を超えるというときの「を超える」というふうにした理由を聞かせてもらいたいんですが。

○堀議長　じゃ、まず最初のやつからですか。ただ、法令で決まっているのは、当然のことながら法令のほうが強い。ここで何も書く必要がない趣旨ですね。法令に左右されます。

○青木主査　例えば、ガードレールの色です。焦げ茶色、ダークブラウンを標準色の一つとする、としている国交省の「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」、これはあくまでもガイドラインでございまして、法令ではありません。また、例えば自転車レーンの青色も法令では決まっておられません。ただ、全国的に青が多いというわけです。

○堀議長　あれは推奨色と書いてあるからね。

○青木主査　一応、ガイドラインの中で、参考事例として青が示されている。そういったぐらいですので、法令とまでは言えません。

○堀議長　だから、法令とそういう推奨色とか、ガイドラインとは全然違います。それについ

ては書かなければいけないと思います。法令については、書く必要がないというか、向こうのほうが強。それ以外のものをどうするかということですよ。

○青木主査 そういった法令にないけれども、実際使わざるを得ないものがあるようにするために、今回この変更をしようとするものです。今回、この変更ができれば、「こういう色を使うのが一般的」となっているものがこの指針に反しないで使えるという状況になるというものでございます。

○堀議長 それはよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○深堀委員 各面の立面の面積の3分1を超えてはならないという部分については、いろいろな公共施設の中で土木構造物なんかを考えると、附属物とか、そういったものは制限がなくなるということになるわけですね。そうすると、やはりほかに何か手を打たないといけないのではないかなと思うのですが、その指針の中でいろいろとアイデアが書いてある中で、チェックリスト等でもうちょっと配慮しないと、今までチェックリストの冒頭に「制限色は使用しない」と書かれていて確認できたのが、今後は3分の1以下なら全部オーケーだと、ちょっとそれはまずいのではないかなと。

ですから、チェックリストの中で、やはりこれはマンセルの定量的な基準というのはこういうものにはなじまないという判断から来ているので、それだったら定性的にこういうのは色相、彩度、明度は、こういう構造物なり附属物についてはこう使うべきという定性基準をもうちょっと整備しておかないと、これはちょっとこのままだとまずいという気がいたします。

○堀議長 このままだとまずいということは、具体的にはどういうふうにしますか。

○深堀委員 ですから、チェックリスト、指針の中でその色彩の考え方をもう少し明確にする部分を、少し今後検討して拡充していく部分が必要なんじゃないかと思うんですけども。

○堀議長 ここの文章ではなくて、別途何かツールをつくるのか、そういうことですか。

○深堀委員 そうですね。チェックリストで、今ネットでも見られますけれども、チェックの冒頭にこの部分の附属物は周辺で使われている構造物の附属物と調和するとか、色が合うような形で選びなさい、色相を合わせなさいとか、やはり指針の本来のねらいというのは、公共事業は景観を先導するものであると、自然の景観を守るというのがあるので、その色というのが影響を与える可能性があるということでは、やはりチェックリスト等により現場サイ

ドで、そこが必ず検討されるようにしないと、攻略本の本文等で書いてある色の配慮の例というだけではちょっと弱いのかなという気がいたします。

○堀議長 難しいところですね。いいものをつくろうと思ったら、デザインをしなければいけないのですが、これはだから、そういうデザインとかじゃなくて、最低限こんなひどいことにしないでねというのをまとめているんです。

基本的にはやはり公共事業なので、性善説というか、無茶はやらないだろうということが前提としてあると思うんです。それがないと、民間に対する厳しい基準みたいなものをつくると、ここでもつくらざるを得なくなってしまうと思うのですが、まあ無茶はしないだろうという前提じゃないですかね。でも、県とかやるわけですよ。

それと、もう一つは、だからいいものをつくろうと思ったら、当然デザインしなければいけないわけなので、こういう一律の基準で、これに合致さえしていればいいというものとは全然性格が違います。それはそれで、もちろんいつでもお考えいただいているとは思いますが、この文章はどうでしょうか。

○藤井委員 私は色に関して、もっと自由に使ったほうがいいと思っているのですが、公共施設限定となれば、やはり3割ぐらい好きな色を使ってデザイン性のあるもの、これはやはり小さい子供たちも、そういうようなデザインとかを見ながら育ちますので、無彩色の建物ばかり見て育っても余りいい影響を与えないと思うので、やはり色を使ったデザイン的な要素を建物にも持ってきてほしいというふうに思います。

○堀議長 今名前を思い出せないけれども、大阪のごみ焼却場、だれだっけ。

あれ多分、3分1超えているよね。

(「超えています」と呼ぶ者あり)

○堀議長 だから、あれは埼玉県ではできないということになる。

あれはすごいデザインがされているでしょう。私は余り、こういう基準で一律縛るのはいかがなものかなと思っているので、3分の1でも厳しいんじゃないのかなぐらいは思っていますけれども。

どうぞ。

○青木主査 公共事業をするときにはチェックシートを作ることになっており、その中で、外観部分に色彩制限に該当する色彩を使用しない、となっておりますので、指針が変わればこちらでも直します。その際に、周囲との調和を考えることとか、そういったものを追加するようになりたいと思います。

ルールはこうなっているが、運用の中では配慮すること、ということを追加すればよいのかなというふうに思います。

○堀議長 ほかの県の審議会なんかですと、事業担当がわあっと並んでいて協力的なんです。見ていただければわかると思うのですがけれども、ずっと伝統的に、ほかの事業担当課から景観は知らないとか、景観は面倒くさいとか、何とかやってもらいたいので余り厳しくしたくないという背景もちょっとあるんです。そんなに難しいものじゃないからやってよという感じですか。

厳しくしても従ってくれるだろうと余り思わないほうがいいかもしれないです。

○深堀委員 数字、3分1は、だからオーケーとしても、別途定性的に、ちょっとご配慮くださいねというのを残したいという意味で、……

○堀議長 そうですね。「頑張ってるね」とかというのがよく伝わるように、うまくやってほしいんです。「頑張ろうね」かな。

決して、あれをやってはだめ、これをやってはだめというのが景観ではないので。

はい。

○山田委員 私、行政で今、市役所におりますけれども、公共施設をやるときは、前と違いまして、戸田市の場合ですけれども、そういったアドバイザーもいまして、色彩のアドバイザーに聞いてものをつくる、そういうことをやります。

それから、駅なんかも協力をいただきまして、その基準に合った色を使ってもらうように調整するなど、行政の現場は、確かにいろいろご懸念もあると思いますけれども、大分住民の方の意識も高くなってきましたので、そんなめったやたらな色を使って何かをつくるということはもうほとんどないと思います。

ただ、ある程度のもを基準として設けるということで、この3分の1というんでしょうか、そういったものを目安にしながら行政はやる。そういった面で、こういったものをつくってもらうとありがたいなと思います。

現場は、今、一生懸命そういったことも配慮しています。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。

はい。

○岩松委員 すみません、再度確認なのですが、例えば私もガードレールが1本、白いガードレールのところが1本壊れたからといって、違う色にしたらいいとは思いません。しかし、例えば歩道橋みたいなもので、毎度同じ色でいいやという話で、たまたま前の色がとんでも



ない彩度の高いブルーだったりした場合に、次は、本当は少しずつページにしたほうがいいんだろうなと思われても「前の色と同じでいいや」というふうに現場の人が考えたら、それはそのままいってしまうのでしょうか。

○青木主査　そういうことも考えまして、事務局案としては、既に制限色が使われている公共施設のあくまでも一部を修繕する場合を例外としています。横断歩道橋の塗替えは、全体を大体15年おきぐらいで行うことになっております。また埼玉県の道路担当部局で道路設計基準という道路工事のルールをまとめているのですが、その基準に、公共事業景観形成指針の色彩制限基準を守ることを盛り込むように調整しております。

○岩松委員　再度、もう一つ、単なる誤植ですが、この表の中でNのところ、無彩色のところに、彩度のところにすべてというふうに書いてありますが……

○堀議長　何ページになりますか。

○岩松委員　これの最後の例えば10ページに、表の一番下にNというのがありまして、これは無彩色の略語なんですけど、無彩色というのは彩度がないわけですから、制限する彩度すべてというのは全く間違いで、ここはバー何かを引いておくのが正しいと思います。

○堀議長　確かに。

○岩松委員　ついでに言うと、Nと上は色相の下にNになっているので、Nと色相のところはもうちょっと太い線で、これは無彩色のことだというのがわかるようにしておいたほうがいいと思います。

○青木主査　了解しました。

○中津原委員　ついでに言うと、欄外に良用途地域とありますが、「良」というのは何ですか。

○青木主査　すみません。これは間違いです。「良」の字は要りません。用途地域です。

○堀議長　ほかにいかがでしょうか。

1つだけ、ちょっと皆さんに検討してもらいたいのですが、今の9ページの上から3行目の修正後のほうの赤い字のほうです。各立面と書いてありますよね。それで、建物がこういう場合には各立面でいいと思います。全然問題ないです。だけれども、こういう建物だと、立面というのはAの立面はA1、A2、A3を足したものが立面になるでしょう。だけれども、我々の実感は面で起こるじゃないですか。だから、各立面と各面と書くか、そこは検討されましたか。

こういうのをやって、例えば、ここと、立面よりは面のほうが景観の要するに見た目の実態に即しているということを言いたいのですけれども、例えばここに木を植えたら、これは

もう見えませんよね。そうすると、こことここだけが見えてくるじゃないですか。だから、各立面というよりも各面のほうがいいのではないのかなとちょっと個人的には思うのですけれども。

○青木主査 こちらは、埼玉県景観計画の中のルールを準用しております。諮問資料2の15ページからが埼玉県景観計画になっておりまして、その中、23ページの真ん中辺に、イの勧告基準、(ア)建築物及び工作物、別表2の大規模建築物の基調となる色彩の制限基準に該当する、これがつまり制限色ですが、制限色及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の3分の1を超えるものについては勧告及び公表を行うことができるというふうになっていますので、基本的には埼玉県景観計画の中の言い回しというか、ルールを準用しているというふうに考えてください。

○堀議長 景観計画が、もうちょっとそこを考えたほうがいいのかももしれない。

公共施設だから問題ないんだけど、景観計画は公共施設だけじゃないので余計、今、こういう色の問題というのは、要するに広告というか、アイデンティティーで、目を引くということを考えていて、これは全国でイタチごっこなのを御存じでしょう。いろいろな業者さんが。

それで、もう本当にいろいろ、あの手この手、とっかえひっかえいろいろ出してくるんです。だから、こういうのは慎重にしておかなければいけなくて、立面と書いてあるからって、例えばこれは公共施設じゃなくて民間だと、ここを真っ赤に塗って、ここを基準に合うようにして、とやってくるなんていうことが普通に起こります。立面はどうかなと思います。

我々の景観の体験というのは、立面というのは視点が無限大の距離にあって、そんなのは世の中にあり得ませんから、実際には道路があって、こちら側にまた建物がこういうふうにあるわけです。我々はこう見るので、一遍に立面なんか見ませんから、絶対。それはちょっと景観計画自体がちょっと甘いというか。

いいです。特段、少なくとも公共施設に関しては問題は起こらないと思いますので、立面でも構いませんけれども、厳密にいうと、立面じゃないほうがいいと思います。

それでは、戻りまして、ほかにありますか。

なければ、先ほどのこの文章をどうするかというところになるのですけれども、これは先ほど言ったような趣旨で、事務局に再度書き直していただいて、私に一任させていただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀議長 そうすれば、諮問に対する答申としては、どういうふうになればいいのかな。ここに関して、第5の1のただし書きの部分に関して、審議会のチェックがきくように工夫されたいという意見があったと、それでよろしいですか。

○山田委員 ちょっといいですか。

○堀議長 はい。

○山田委員 参考までにちょっと、指針というのは条文みたいなものですよね。ただし書きはみんな例外規定を並べているんですよね。だから例外規定を並べる場合は、例えば、ただし、市町村が地域カラーを定めている場合、または地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合、さらにこの例外規定が続くんです。そういう場合は、これは条文のテクニックですけれども、一般的に使うのは、この次に「及び」と入るんです。「及び、既に」ときますよね。制限色を用いる場合、これで例外規定の1つが終わりますので、及びを使った後には並びにというのも、これはテクニックなんですけれども、条文の場合にはそのように統一されているところがあるんです。

そうなってくると、みんなこれは例外規定を言っているわけですから、やむを得ない場合なんて要らないんです。だから、もしこの制限色を用いる場合、もっといろいろあるのであれば「等」を入れるんです。等はこの限りでないと。そうすると、いろいろなケースが出てきますから、その辺、ケースに合わせて、この「等」があることによって、これだけではないんだよと、例外規定は、「等」があることによってまた救われる場合もあると思うんです。

これは一つの参考です。すみません。

○堀議長 ありがとうございます。

では、ちょっとこれは事務局のほうで文案を考えていただいて、よろしいですね。

それで、意見があったということでもよろしいですね。

○青木主査 具体的にこの内容につきまして、今後、堀会長とこちらで調整いたしまして、最終案が決まったらば、それを答申書に添付して、答申書には「これについては別添のとおりとする」ということにするのが一番良いのではないかと思います。

○堀議長 お任せしますので、よろしくお願いします。

○青木主査 ありがとうございます。

○堀議長 では、次に移りたいと思います。

議題の3つ目。

○青木主査 それでは、ご報告いたします。

○堀議長 報告事項。

○青木主査 報告資料の1をごらんください。

こちらはNPO法人の越谷市住まい・まちづくりセンターを景観整備機構に指定したことをご報告するものでございます。

まず、1ページからになります。1ページから18ページはNPO法人からの申請書の写しになります。指定後の予定業務としまして、1番、6番、7番にチェックが入っております。福森委員から7番のチェックについて、具体的にという欄が空欄であるとのこと指摘がございましたが、指定後の予定業務の7番につきましては、1番から6番以外の業務をする場合にチェックをするということとして、具体的な内容を記載しなさいというように県から指導をしているものではございません。

2ページから9ページは、NPOの定款になっております。

2ページの定款の第5条、こちらは事業の種類になっておりますが、このNPO法人の活動と1ページの指定後の予定業務の関連を確認しているかという福森委員からのご質問がございました。2ページの第5条、事業の種類のところ。1番の越谷市建築協定フォーラムの活動支援、2番の越谷市景観協議会の設立支援及び4番の住まい・まちづくりに関する啓発、情報発信、これらが指定後の予定業務の1に対応し、3番の住まい・まちづくりに関する新規事業の研究開発及び提言が予定業務の6番の良好な景観の形成に関する調査研究を行うことに対応し、最後、5番のその他、登場人の目的を達成するために必要な活動、こちらが7番に対応していると確認しております。

9ページまでがNPOの定款として、10ページ目、こちらが役員名簿になっております。

平成25年2月現在、役員はこの4名で、なお福森委員から現在の会員数というご質問がありましたので確認したところ、現在16名ということでございます。

11ページから18ページにつきましては、申請書の添付図書でございます。平成24年度、平成23年度の事業内容と予算書を添付しております。

ちなみに、当NPOは平成24年に設立されているため、平成23年度はそのNPOの前身の任意団体のものが添付されております。

18ページまでが添付資料です。19ページをごらんください。

19ページが知事からNPOの代表理事あての景観整備機構指定通知書になります。

続きまして、20ページから21ページは県報の写し、埼玉県報に平成25年1月15日付で告示しております。

最後になります。24ページから26ページ、これが全国の指定状況ということで、全国で延べ90法人が指定されております。

埼玉県では、埼玉県、川口市、熊谷市が景観整備機構の指定をしております。うち埼玉県の指定としましては2件、社団法人埼玉県建築士事務所協会と特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたまの2団体という状況でございます。

なお、福森委員からのご質問にあることですが、越谷市は平成21年4月1日に景観行政団体になっております。

景観行政団体は、景観法7条1項により、県、政令市、中核市及び景観行政事務を処理する市町村を指します。したがって、越谷市長が景観行政団体の長として、この越谷市住まい・まちづくりセンターを景観整備機構に指定することもできるのですが、こちらは越谷市外の活動もされているということで、埼玉県に申請をしたというものでございます。

また福森委員のご意見にあったことですが、県としましては、景観づくりに取り組む団体と広く共同すべきであると考えておりました。今後も指定を進めていきたいと考えております。

以上です。

○堀議長 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

じゃ、これは報告事項ですので、これでおしまいとしたいと思います。

以上、用意しました議題はすべて終了しましたが、ほかに何かございますか。

事務局からよろしいですか。

○青木主査 本日、その他の議題は特にございません。

○堀議長 それでは、すべて議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○(司会) 沖本副課長 ありがとうございます。

本日は、堀会長を初め、委員の皆様方には貴重なご意見をちょうだいしましてありがとうございました。今後、堀会長と進めさせていただくところも宿題としていただいたところがございますが、これをもちまして第41回埼玉県景観審議会を閉会させていただきます。

次回、第42回になります。この審議会につきましては10月開催を予定しているところがございますが、各委員の皆様におかれましては任期が本年6月30日までとなっておりますので、再任をお願いする委員の方もいらっしゃると思いますが、本日のこの委員構成で開催させてい

ただく審議会は今回が最後となる予定でございます。

改めまして、埼玉県景観行政の推進につきまして多大なるご支援、ご鞭撻をいただきましたことにつき、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

午前11時45分 閉会